

## 湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### (設置)

第 1 条 湖東定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (組織)

第 2 条 懇談会は、代表者会および分科会で構成する。

### (代表者会)

第 3 条 代表者会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 湖東定住自立圏を構成する各市町から1名ずつ推薦された者5名
- (2) 湖東定住自立圏の形成に関する協定に記載された政策分野(以下「政策分野」という。)に関連する団体の代表者または関係者8名

2 代表者会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総括する。

4 代表者会は、分科会における審議結果をもとにビジョンについて審議する。

### (分科会)

第 4 条 分科会は、前条第 1 項第 2 号に掲げる者のほか、政策分野に関連する団体の代表者または関係者をもって組織する。

2 分科会は、政策分野を単位として設置することを基本とする。

3 分科会に分科会長を置く。分科会長は、前条第 1 項第 2 号に掲げる者をもって充てる。

4 分科会長は、会務を総括する。

5 分科会は、政策分野に係るビジョンの内容について審議する。

### (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

### (庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、代表者会については彦根市企画振興部で、分科会については関係部局で処理する。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。